

「愛 Love こども フェスタ」実行委員会設置規定

制定：平成17年 4月 1日
改正：平成20年12月12日
改正：平成23年 2月 3日
改正：平成24年 1月20日
改正：平成25年 1月30日
改正：平成26年 2月 3日
改正：平成30年 4月12日
改正：令和 2年 1月 1日

(設置)

第1条 鶴見区は市内でも出生率が高く、子育て世代が多い事から「子育て支援」が重要施策と位置づけられている。

地域において子どもを見守り、安心して子育てが出来る環境づくり、及び子育てに不安を持っている方をみんなで応援することを目的として、子育てを支援する機関、団体、施設、サークルなどがネットワークをつくり、幅広いイベントを開催するために「愛 Love こども フェスタ」実行委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員の選出)

第2条 委員は民生委員・児童委員協議会、主任児童委員連絡会、子育て支援センター、図書館、公私立幼稚園協議会、私立保育連盟、公立保育所、子育て支援連絡会、食生活改善推進員協議会、鶴見区役所、鶴見区社会福祉協議会、城北環境事業センター、鶴見消防署、子ども・子育てプラザ及び子育て支援関係団体からの推薦を得た者と委員会が必要と認めた子育て支援関係者をもって充てる。

(組織)

第3条 委員会に委員長、副委員長、記録の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 記録 若干名

2 委員会に「総務」、「あそび」、「情報・相談」及び「集団遊び」の部会を置く。

(役員の任期)

第4条 役員の任期は第1回委員会の会議が開催された日から1年とし、再任を妨げない。任期中に役員の交替があった場合は、新役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、委員会の事務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

3 記録は、会議及びイベントの記録をする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会が必要と認める時は、委員以外のものを会議に出席させ、意見等を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は鶴見区役所において処理する。